

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第6回）議事録

日時：平成27年6月19日（金曜日）15時～16時15分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題

1. 液化石油ガス法における技術基準の性能規定化について
2. 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について
3. 規制の整合化等に向けた検討について
4. その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第6回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、商務流通保安審議官の寺澤より御挨拶をさせていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官　経済産業省の寺澤でございます。本日は、お忙しい中、また、天気も悪い中、お集まりいただきまして恐縮でございます。また、本日は、残念ながら、当省は冷房が入っていませんので、今、扇風機を増設しておりますので、もう少しましな状況になるかと思えますけれども、どうぞ皆様、ジャケットを脱いで、お楽な状態で御審議に対応していただければと思います。

さて、前回、3月11日に第5回の液化石油ガス小委員会を開きまして、その際、規制の整合化等に向けた検討ということで、本日御議論いただく3つのテーマについてご説明をさせていただきました。その後、3月23日に、産業保安全体の分野を議論する保安分科会で、こちらの議論を踏まえまして御議論していただきました。

そうした中で、産業保安の維持・向上、産業保安の重大な事故の撲滅という目標は堅持しながら、民間の創意工夫や新しい技術を取り入れたより賢い規制ということを目指そうではないかということで、産業保安規制のスマート化という方向を保安分科会で打ち出させていただきました。それを受けまして、それぞれの分野においてさらに具体化を進める

ということで、本日は、液化石油ガス分野における具体化の第一歩ということで、3つのテーマについてご審議していただければと思います。

1つは民間の創意工夫を生かすための技術基準の性能規定化というテーマ、2つ目はいろいろな自主法案の高度化という観点から認定販売事業者制度の有効活用というテーマ、3つ目はいろいろな規制コストを最適化するという観点から規制の整合化というテーマ、この3つのテーマについて御審議をいただければと思います。

本日も、暑い中を恐縮でございますけれども、活発な御意見を頂戴できれば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、これからの議事進行につきましては、橘川委員長にお願いいたします。

○橘川委員長　こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、3つの議題ということがいわれましたので、効率よく進めていきたいと思えます。

まず、委員のご紹介と資料の確認を大本安全室長からお願いいたします。

○大本ガス安全室長　本日は、小委員会の定足数に達していますことを御報告いたします。

今回から、茨城県生活環境部長の小野委員が新たに参加されますが、本日は松本代理が御出席でございます。続きまして、配付資料の確認をいたします。

座席表、議事次第、委員名簿、資料1～3がございます。不備がございましたら、お知らせいただければと思います。

○橘川委員長　それでは、早速、議題に沿って始めていきたいと思えます。

1つ目の議題は、液化石油ガス法における技術基準の性能規定化についてです。

それでは、大本室長から説明をお願いします。

○大本ガス安全室長　資料1を御覧いただければと思います。「液化石油ガス法における技術基準の性能規定化について」でございます。

1ページ目を御覧ください。1. 技術基準の性能規定化についてでございます。液化石油ガス法において、販売事業者は供給設備を技術上の基準に適合するよう維持しなければならないということで、供給設備の技術基準の詳細を規定してございます。

また、いわゆるマイコンメーターから、消費設備という技術基準の規定をしてございます。これにつきましては、さらに詳細な規定ということで、告示、例示基準を定めてござ

います。この告示の中で一部、かなり詳細な仕様規定を定めておりまして、それについて例示基準とし、安全性の向上に資する技術の導入が迅速に行えるよう性能規定化を図るということを書かせていただいております。

なお、小さい文字で「参考」と書いてございますけれども、現行、民間事業者の方が例示基準によらない独自の技術基準を選択する場合には、現行においても、運用連絡会で運用・解釈を明らかにするということができます。ただし、この点については今のところ実績はございません。

続いて、2. 具体的な性能規定の内容でございます。

(1) 圧力計の設置でございます。3 ページを御覧いただければと思います。貯槽と圧力計と安全弁の図がございます。この貯槽の上に安全弁がございます、何か内圧が上がったときに安全弁からガスが出ていく。また、左側でございますが、貯槽のところに圧力計があります。これについては、圧力計の規定の仕方について、吹き出し量も含めた詳細な基準が今ございます。今、この高圧ガスの保安法についても例示基準化されておりますが、今後、新たな技術開発の迅速性に対応するために基準化するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、(2) ガスメーターの機能でございます。現行の規定については、いわゆる流量関係のさまざまな規定がなされているところでございます。また、流量とか継続使用を検知して自動遮断する基準が定められているところでございますが、今後、そういう新たな開発や製品の出現に迅速に対応できるよう例示基準化するものでございます。

続いて、3 ページの下にガス事業法のガスメーターの基準が書いておりまして、解釈例というのは液化石油ガス法という例示基準と同等の話でございますけれども、ここについても、民間団体の規格というものを採用しているところでございます。このような形で、例示基準化する際には、液化石油ガス法の分野では既にある高圧ガス保安協会の基準（KHKS）なども、今後、例示基準化の中で取り込んでいくことを予定しております。

2 ページ、(3) 硬質管等の規格でございます。現行の基準では、硬質管や継手金具付のホースの材料、また、低圧ホース、ゴム管、塩化ビニールホース、接続具が規定されています。これは資料の4～5 ページに硬質管から接続具までの写真や概要をつけさせていただいております。

4 ページの①硬質管から③低圧ホースについて、今後、例示基準化、性能規定化することで、J I S や高圧ガス保安協会の規格を採用していく。

一方、④と⑤のゴム管の両端を迅速継手をつないだゴムホースですとか、⑤の塩化ビニールホースは、もう製造がなされていなくて、過去にも事故がみられたということで、この④と⑤については廃止させていただくことを書かせていただいています。

2ページに戻っていただいて、その説明を(3)に記載しているところでございます。

(4)は、先ほど申し上げたホースに係る廃止等を行うために同様の基準を見直すということでございます。

(5)のその他については、安全弁などの基準をバルクの告示、別途の違う告示でも引用していることから、この規定の移行に伴って見直すことになっております。

以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、早速、質疑応答に入りたいと思います。いつものように、名札を立てていただければ、順次、ご指名させていただきます。いかがでしょうか。

○丸茂委員（榎本代理）　エルピーガス供給機器工業会の榎本と申します。

私どもは、性能規定化していただくことで、接続具の関係などの安全装置が今構造規制化されている、そこをより安全なものにもっていけるということで、大変ありがたいことだと思っております。以上です。

○橘川委員長　　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。浅野委員、お願いします。

○浅野委員　　趣旨からいって、このような方向性での検討をなされるのは必要なことなのだろうと思いましたが、既に民間の規格があるものにつきましては、このような形で例示基準化されていくということでもよろしいと思います。

ただ、私は素人なのでわからないのですが、圧力計に関しては、民間の十分練られた規格があるということではないので、そのあたりでどのように技術水準が保たれるのかなというところは、素人ながら、ほかのガスメーターや硬質管等の規格と比べると、若干不安なところを漠然と感じました。ただ、運用連絡会というところでしっかりと審議がされるということなので、問題はなかろうと思うのですが、例えば、過去、運用連絡会で例示基準によらない独自技術が出てきた場合に、採用について何か問題になったような事例があるのかなのかだけ教えていただければと思います。

○大本ガス安全室長　　運用連絡会は、先ほど説明させていただきましたが、LPの分野に関しては業界のほうでも例示基準によらないようなものを採用しているというよりは、例

示基準に沿った形の製品等を導入しておりまして、例示基準によらない運用実績は、平成14年に導入したのですけれども、今のところ一件も実績はございません。

LP業界では、高圧ガス保安協会の基準、これは透明性、効率性、公平性をもった規格を策定し運用しているのですが、こういうものをきちんと準用・遵守した形で採用しておりまして、また、他のLPガス関係団体でも、しっかりと安全性等を担保した形で団体規格を作られていますので、そういうものをLPガス販売事業者等が採用・活用しているというのが実態だと思っております。そして、それに関して、安全弁もそういう形での運用をなさっているかと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。基本的には例示基準化されていくわけですから、そんなにはみ出たような新しい技術が提案されるということもないであろう一方で、イノベーションという意味では思いもかけないような技術が出てくるかもしれませんので、そういうときの安全性の担保というあたりがしっかりチェックされるようなところがきちっとあるのであれば、問題はないかなと思っております。

○橘川委員長　他にいかがでしょうか。吉川委員、お願いします。

○吉川委員　今回の規定をそろえるということ、例示基準にして、法基準から柔軟な対応ができる仕様基準という形で、告示の規定からどんどんおろしていくということに関しては賛成をしたいと思います。今もちょっと出かかったお話だと思うのですけれども、例示基準と同等レベルのものとするという、その同等レベルとして問題ないかどうかという判断が適切になされることが鍵であろうと。運用協議会という組織が設置されることになっているものの、今までは全く開かれた実例がないということですので、この運用連絡会というのがいかに適正な判断がなされるかという担保が必要ではないかと思えます。その意味で、この設置規則なりを急いで整備していただいて、いざという場合に早く備えていただくということが肝心かなと思いました。以上です。

○橘川委員長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと一言、余計な話かもしれませんが、今、我々はここで当然日本の基準のことを話していますが、今後、LPガスはどんどん新興国で使われていくと思います。それで、日本での安全基準がもしかするとそのまま世界標準にもなっていくかとも思いますので、作るときには是非それを意識しながら、国際的な汎用性があるようなもの、できれば英語でも作ったほうがいいのではないかと私は思っていますが、それは余計かもしれませんが、少なくともそういう気概で作っていただきたいなと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、また戻ることも可といたしまして、先に進みたいと思います。議題の2番目の認定販売事業者制度の有効活用に係る検討についてお願いします。○大本ガス安全室長 それでは、資料2の「認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について」を御説明します。

1 ページ目の検討の経緯でございますけれども、まず、認定販売事業者制度につきましては、液化石油ガス法の平成9年の改正によって新たに導入されたものでありまして、集中監視システム等高度な保安機器を導入し、積極的に取り組んでいる事業者を認定する、また、さらなる保安の高度化を図るということを目的としてございます。

その認定の要件を（※1）に書いておりますが、3つの条件として、①法令で要求する機器をもった保安確保機器を一般消費者に設置していること、②期限管理をしていること、③集中監視システムを設置して遠隔遮断ができることということでございます。現在、239の認定されている事業者がございまして、

認定販売事業者につきましては、特例措置というのがございまして、それが（※3）のところで3つございます。①業務主任者の選任の基準の算定を緩和、②緊急時対応の要件を緩和、③機器の点検頻度の緩和です。

しかしながら、通信の多様化に伴う設備投資の増大ですとか、高い認定のハードルなどの課題があります。また、今年度の保安対策指針として、これは販売事業者が実施していくべき取り組みの内容でございますが、その中でも、「より一層の安全の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムに把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと」とされておりました。LPガス販売事業者における集中監視システムのさらなる導入が期待されるところでございます。

2 ページを御覧ください。前回の小委員会から今日のタイミングまでにアンケート調査を実施してございます。アンケート調査については、各産業保安監督部、都道府県、本省の所管団体である日本液化石油ガス協議会を通じてお配りをしてアンケートに回答していただいております。全部で610社でございます。

その調査ポイントがその下に掲げられておりますが、認定販売事業者数が伸びないということに関しては、先ほど申し上げましたけれども、通信インフラの変化などに対応できない、投資に対するインセンティブが少ない、一般消費者に対する認知度が低く差別化になり得ない、認定を満たすべき一般消費者の割合（7割）が高いなどのご意見をいただい

ています。改善策としては、この裏腹ですけれども、コストの低減、インセンティブの拡充、さらなる緩和、一般消費者の割合の低減といったご意見をいただいています。

また、低減という観点に関しては、「現行のままでよい」という方と「引き下げたほうがよい」という方が拮抗しまして、「引き下げたほうがよい」という方のうち、望ましい割合としては「50%」で最多となっていました。

次のページの別添として、そのアンケート集計結果をつけてございます。説明については割愛させていただきます。その後に、自由回答ですとか、アンケート様式のフォーマットのようなものをつけてございますので、御覧いただければと思います。

続いて、2ページの3. ですが、この制度の前提条件と今後の課題でございます。

前提条件については、今後1年間を検討期間として、法律改正に及ばない範囲で制度の見直しをするということで検討を開始できればと思っています。補助金制度、税制優遇措置については、検討の対象外とさせていただきます。

(2) 今後の検討の課題として、3つ上げさせていただきます。

①認定要件の緩和・細分化でございます。現行、70%という割合でございますが、より引き下げた基準を追加するなど2段階とすることが可能か、また、その場合において、優遇措置について、段階ごとにどのような違いを設けるべきか。

②認定の取り消しに係る猶予期間の設定ですが、現行では、その7割という基準を切った場合には取り消しという手続に入りますけれども、ただ、一方で、販売事業者は現在約2万社おりますけれども、事業承継などで吸収合併により今の集中監視システムをつけない一般消費者を販売事業者が取り込んだ場合に、その比率が下がってしまうといったときに、要件を満たせなくなってしまうということに関して、取り消しまでの猶予期間を設けたらどうかということでございます。

③知名度の向上ということで、こういう事業者がいらっしゃるということをPRすることが大事ではないかということをごここで上げさせていただいております。以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。では、また名札を立てていただければ、順次、ご指名いたします。いかがでしょうか。増田委員、お願いします。

○増田委員 日本LPガス協会の増田でございます。今、御説明いただきました認定販売事業者制度の有効活用について意見を述べさせていただきたいと思っております。

集中監視システムは、電話回線等でガスメーター検針のほか、ガス漏えい、あるいは長

時間大量使用時における遠隔遮断サービス、これを受けることができるなど、LPガスの保安の高度化に資するものと考えております。平成23年度に、当協会が認定販売事業者を主にアンケート調査を行った際にも、保安業務に対して迅速に対応がとれるといった回答が8割を超えておりました。

集中監視システムの普及拡大は、現在、消費者事故が一定のレベルまで下がってまいりましたが、そこから足踏みをしてさらに下がる方向につながっておりません。そういう中で、このシステムの普及拡大がさらなる事故の低減につながるものと思っている次第でございます。このため、是非、集中監視システムの裾野を広げ、安全の向上を図っていくべく、当協会としても努力していきたいと思っております。

また、こういう集中監視システムというプラットフォームが整備されるようになりますと、我々LPガス業界にとって、これからの高齢化社会に対応した「見守りサービス」、あるいは、「見える化」、「ホームセキュリティ」など、最終の消費者の皆様に対していろいろな付加価値サービスを安全に加えて高めていくことが可能であると思っている次第でございますので、是非ともこの推進をよろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

○橘川委員長 それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 一般住民、市民の立場から、素朴な質問で申しわけございませんが、お願ひいたします。今、経緯などもお聞きしまして、とてもいいことだなと思ったのですけれども、これを一般住民に周知徹底するということがとても重要なことではないかなと。どんないいことをやっても、皆さんが知らなければいけませんので、それをどんな方法で皆さんに周知徹底するかということですね。3.11の災害以降、住民の皆さんは災害に対して、自分の身に危機が迫っているということをととても思っていると思います。一般住民の立場ですので。

それで、地震により液状化になったりという災害が来ますので、そういうことに絡めて、一般住民は災害に対して関心が高いということを念頭に入れて、みんなに知らせるための講座や、行政も踏まえて婦人会を窓口として皆さんを集め、皆さんにわかるように説明をして納得していただいて自分の身を守っていただくということが、一般住民に知っていただかなければどんないいことがあっても何にもならないような気がしますので、よろしくお願ひいたします。

○橘川委員長 大石委員、お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。今のお話にもつながると思うのですが、消費者がどれだけこの制度を知っていて、しかも実際に参加しているか、ということが大事かと思えます。別添の事業者に対するアンケート調査の2ページのところで、認定販売事業者数が伸びない理由として、「一般消費者の認知度が低く、差別化になり得ない」という項目があります。今回のこのアンケート調査は業者さんに対してですけれども、逆に消費者にアンケートをとって、こういう事業者制度があるということをどれだけの消費者が知っているか把握することも必要だと思えます。

アンケート調査としては邪道かもしれませんが、消費者に対してアンケートを行うことによって、認定販売事業者制度の存在を知る消費者を増やすことができるのではないかと思います。加えて、消費者の側から契約している事業者に対して制度への取組を促す声があがることも考えられます。事業者が、消費者からの声で意識を変えていくようなやり方も、今後は考えていただきたいと思えます。以上です。

○橘川委員長　天野委員、お願いします。

○天野委員　今のことにつながるのですが、集中監視システムの普及拡大というのは大事なことだという認識は今までも皆様がお話しになられたことでして、これまで業界でも随分努力をされてきていると思うのですが、なかなか伸びていないということですね。先程、超高齢社会になってきているというご指摘がありましたけれども、まさにそのことと、世帯員も1人か2人世帯が半数なので、居宅内の安全管理をサポートする家族もいないという状況ですから、集中監視システムがより一層重要になってくると思えます。

ある面では、オール電化が安全性をセールスポイントにしているときに、LPガスのほうは安全性をどうアピールしていくかにかかわる問題でもあるかと思えます。もちろん行政の方でこうした策を講じられるということで、これについてここで皆様と一緒に審議をする場だと思うのですが、業界さんの方でも、今までも努力されてきて、これから一層どの辺に重点を置いて何か戦略的なことを考えていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

○橘川委員長　それでは、後で、内藤委員代理に答えを考えておいていただきたいと思えます。では、吉川委員、お願いします。

○吉川委員　2ページの今後の検討課題というところに沿って、私の意見を述べさせていただきます。まず、①の認定要件の緩和・細分化ということに対してですが、私は2段階とすることは十分に可能であろうと思っています。その中で、1ページに戻っ

て、今、特例措置として何が設けられているかということが、(※3)で①、②、③とございますけれども、これを眺めてみますと、②については、幾らたくさんの方に設置されているからといって、緊急時の対応をすぐに駆けつけなくてもいい範囲を広げるとするのは、安全性の点で危険があるのではないかなと思います。

また、点検や調査の頻度を緩和するというのも、同じように安全性の点で余り得策ではないなという気がいたしまして、それよりは、①の、例えば、業務主任者の選任基準の緩和のところ、認定対象消費者等の数の3分の2を減じるとなっているのを、例えば3分の1、5割しか設置している消費者がいなくても、2段階目の認定事業者にした上で、その場合には、選任基準の緩和については若干緩和の程度を少なくするといった工夫は、特に一般消費者の安全に重大な影響を及ぼさず、しかも業者にとってもインセンティブとなり得るという方向で解決が見つかるのではないかなと思いました。

2ページ、(2)今後の検討課題の②の猶予期間の設定についても、これは十分に可能で、実務のことがちょっとわかりませんが、合理的期間、例えば6カ月の猶予が正しいのか、それが3カ月で足りるのかということところは、業界の意見も聞いていただいて、具体的な期間を設定していただく必要があると思いますが、猶予期間を設けるということは十分に可能であると思いますし、また、このアンケートの結果をみても、認定を取り消された販売事業者が少なからずいるということに、せっかく努力されてそこまで行ってということで、1回取り消されてしまうと、再度挑戦という気持ちが薄らいでしまうのではないかなということも懸念されますので、ぜひ猶予期間は復旧のためにも設けていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

③の知名度の向上に関しては、ほかの委員の先生方がおっしゃったとおりだと思います、業者さんの側にどういうインセンティブを与えるかということが、これは販売事業者さん向けのアンケートなので、意識されていると思うのですが、それを使う方にどれだけ周知をされるかということだと思いますので、ビジュアルでわかりやすく、集中監視システムが消費者にとってはどれだけ負担がなく、いざというときには頼りになるものなのかということをごひ作成していただいて、それを政府としてテレビコマーシャルで防災の日に流されたりとか、あるいは、事業者さんに映像のソフトを無料で頒布して、事業者さんが顧客のもとに行ってどんなものかということの説明をするときに、集中管理システムがどれだけすばらしいものかということ、言葉でなく、簡便に目でみてインパクトを持って伝えられるようなツールを配って差し上げるとか、その辺は是非国の予算でやって

いただきたいなと思いました。最後に、事業者の方が課題とされているのがインフラの整備の点ですので、共通のインフラを設置してほしいといった要望も出ていますが、これも検討していただきたいと思うと同時に、逆にいえば、通信インフラが次々変わるということが疎外要因になっているのであれば、通信事業者とタイアップするとか、そういったことも一つの改善策として考えられないかなという気がいたしました。以上でございます。

○橘川委員長 他はいかがでしょう。では、内藤代理、お願いします。

○北嶋委員（内藤代理） 集中監視システムは、歴史的にいいますと、ガスメーターにマイコンを搭載するところからスタートしています。この歴史は結構古く、1986年にマイコンメーターが登場して、その翌年から現在の集中監視システムが始まっています。

LPガス業界では、集中監視システムという名前では呼んでいますが、今流の呼び方でいえば、スマートメーターということになります。スマートメーターの普及率でいうと、LPガスでは2割ぐらいの世帯に入っています。普及率が数パーセントである都市ガス業界や電力業界に比べると、LPガス業界の普及率は圧倒的に高いと言えます。そういう意味では、私どもの業界の先人たちは大変頑張ったという自負がございます。

ただし、その1987年に登場してから2000年ごろまでは順調に普及していったのですが、500万世帯を超えたあたりから普及速度が鈍ってて、現在、600数十万世帯といわれています。その理由は、私どもの説明が下手ということになるとは思いますが、残念ながら、集中監視システムはただではできません、月額300円ぐらいの料金がかかってしまうということも影響して参ります。

もちろん、それを補って余りある長所、例えば、緊急時にはガスを遠隔操作遮断できるとか、そういう安全性を各業者が地道に説明は続けていますが、今ご指摘のとおり、十分に消費者の方に認知されていないという点はございますので、我々のほうでも一層努力をしてみたいです。

また、通信インフラの問題については、技術進歩とともに有線電話のアナログ回線からISDNのデジタル回線へ、無線に移ってくる。そして、無線の中でも、携帯電話が第1世代、第2世代、第3世代、第4世代と変わり、そしてPHSも入ってくるとか、最近では、無線LANも導入されるとか、いろいろな変化がございます。集中監視システムは、その時々通信インフラの中で最適なものを選んでいくことになるのですが、この設備投資についてはかなり負担感があることは事実でございます。

そういったもろもろを踏まえて、私ども全国LPガス協会としては、せっかく先人が全

での業界のトップを切って普及させてきたこのスマートメーター、すなわち集中監視システムの今後の動向について当協会でも検討を行って参りたいと思います。認定販売事業者の要件等でインセンティブをいただければ、また頑張れると思いますのでよろしくお願い申し上げます。お答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○橘川委員長 それでは、事務局のほうから、どうでしょうか。

○大本ガス安全室長 いろいろありがとうございました。山田委員、大石委員、天野委員、吉川委員からの、一般消費者への周知、また、この制度や集中監視システムがすばらしいということに対してPRできるコンテンツをまずは行政としても検討していければと思います。また、一般消費者への周知の仕方というのは、LPガス販売事業者による周知もありますし、また、LPガスの関係団体が集まっている委員会や組織もございまして、そういうところで年に1回アンケート調査も行ったりしていることもありますので、そういうところともうまく連携できるのであれば、一般消費者へのPRも検討をしていければいいなと思っているところでございます。

また、吉川委員からは、検討課題の項目に沿ってご指摘いただきまして、そういうことも踏まえて、引き続きこの課題に関して検討をしていければと思っております。

通信インフラの件については、都市ガス業界の方でも今検討しているところでございます。普及を拡大するためには、これを採用する数が増えないとコストが下がらないと通信会社の人と意見交換する中で伺っていきまして、メーターを超音波メーターにしなければいけないというところはございますが、これは将来的な課題ですとか自由化といった議論のもう少し先の話だとは思いますが、都市ガスとLPガス、場合によっては電力と同じような周波数で導入していくということが仮にあれば、その数が増えることによって通信コストが下がるということも期待されるところでございます。

○橘川委員長 浅野委員、お願いします。

○浅野委員 今後、1年かけて検討していくということなので、これを検討するに当たっては、もうちょっと材料がほしいなという感じがします。申しわけないのですが、これはかなり漠としたアンケートで、恐らく今までにいろいろな事例の調査もされていると思うので、私もそういうことにちょっとかかわったことがありますけれども、導入のハードルになっている要素が複数あるわけですね。一番大きいのはコストの問題だと思います。それはアンケートの2ページにあるようにコストの問題が大きいでしょうし、もう1つは、消費者の認知度が低くて差別化になり得ないと。

要件を満たすべき一般消費者の割合については、実は意外と低目なんですね。そうすると、下から2段階とって、本当に導入が進むのかというと、もしかしてそうでもないかもしれないとか。むしろ、例えば、今、認定されている事業者さんの中でも、積極派と、現状、何とかぎりぎり維持していますというところがあるはずで、そうすると、どういう条件の会社さんが積極的で、どういうところがぎりぎり維持という感じなのかとか、例えば、顧客が割と集中しているところにかかなりの割合の顧客をもっている事業者さんなのか、全体的に中山間地とか飛び飛びで顧客をもっているところなのかによっても、いろいろと違って来るのかもしれない。

ですから、既にいろいろな調査でそういったあたりも見えてくる資料もあると思いますし、もう少し突っ込んだ資料もご提示いただけますと、もっといろいろな議論ができるのかなと思いました。でも、全体的にこういう議論をしっかりしていく必要性はあると思っていますし、まさに先ほどおっしゃられたように、高齢社会化がどんどん進んでいく中で、積極的にどうにか考えていかなければいけない。ただ、多分これから貧困世帯がどんどん増えていく中で、月300円というのは決して安くはないであろう。そういう現実も踏まえて、どのようにしていったらいいのかというのは、社会全体の安全性の問題と、技術革新が進めば100円でも下がれば増えるのかとか、言い出すと切りがないのですけれども、最終的にこれで決定打みたいなどころまでいかないにしても、努力していかなければいけない課題がもう少し細分化されて見えてくる中で、1年かけてここまでは工夫して頑張りましょうというところがはっきりしてくるといいのかなと思いました。以上です。

○橘川委員長 越委員、お願いします。

○越委員 簡単な質問を1つだけさせていただきたいと思います。先ほどのこの集中監視システムが導入されるころだったと思いますけれども、まだマイコンメーターといわれているところに、ひょっとして都市ガスだったかもしれませんが、消費者の方から、プライベートの問題があると。例えば、今、あそこのうちはお風呂に入っているなどかというのがわかっちゃうということで、嫌だなというお話も出ていたように思うのですけれども、現在はそういう問題はもう全然ないのでしょうか。

○北嶋委員（内藤代理） もちろん、特定のお宅の使用量をウォッチしていれば、今、大量にガスを使っているから、お風呂かシャワーに入っているだろうということは、推測はできます。しかし、集中監視センターというのは、2人、3人の係員で何十万世帯をみているわけです。ですから、アラームが出たときは個別のお客様をみますけれども、通常

は、特定の世帯の使用量は見ていません。

○越委員 わかりました。ありがとうございました。問題は、知り得るということなんです。ですから、そういうことで、そういう問題は全然反発がないのであれば、全く問題はないと思います。失礼いたしました。

○北嶋委員（内藤代理） この機会に追加で御説明させていただきますと、結局、集中監視システムのコストを下げるためには、係員2人、3人の人件費を割り算する分母のほうを大きくすることが重要です。すなわち、集中監視システムの普及が進めばコストは下がることになってくると思います。

○橘川委員長 今の双方の話はおもしろい話で、保安の話ではないかもしれませんが、そこまでわかるのならば、事業者の方が差別化の武器に十分使えるはずなんですよね。メガワットの話と結びつけたりして。ですから、ビジネスモデルの錬磨ということが一番大事なポイントで、それが例えば料金の低下につながったりするならば、これは一挙に普及すると思いますので。そういうアプローチも必要なのではないのでしょうか。

○北嶋委員（内藤代理） 確かにおっしゃるとおり、見守りサービスに使うというアイデアは前からございます。見守りサービスなので、自治体が高齢者のお宅に使っていただく費用負担をしていただくとか、いろいろなアイデアはもちろん今も出されております。

○橘川委員長 他はいかがでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員 素朴な質問で、認識不足で申しわけございませんが、資料2の1ページ、認定販売事業者数239事業者としてありますが、全体でどれくらいあって、これが何%くらいに当たるか、教えていただければと思います。

○大本ガス安全室長 今、販売事業者が約2万社ございまして、そのうちの239ということなので、1%ちょっとという比率でございます。

○山田委員 ありがとうございました。

○橘川委員長 他にはよろしいでしょうか。それでは、一応先に進みまして、3番目の規制の整合化等に向けた検討についてということで、御説明をお願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料3の「規制の整合化等に向けた検討について」を御覧いただければと思います。

1. 既存規制の見直しでございます。LP法に基づく販売事業者につきましては、ガス事業法における簡易ガス事業など一定の類似性を有しているものもございしますが、制度体系が根本的に異なることから、今の技術面、保安業務の規制面においてさまざまな相違点

が存在します。

ただし、設備の面で、同一仕様の設備・機器がそのまま使用されている例もございます。そのため、この保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものに関しては可能な限り整合化を図るということで、その整合化を図るためには運用上の実態の課題等について把握するという点で、この点線内の①から③の方法によって取り組んでいければと思っております。①は、この規制の比較検討調査ということで、今の規制事項を課題抽出し取りまとめる。②は、実態調査ということで、販売事業者を対象にヒアリングを行う。また、データ収集等を行う。③は、整合化のとりまとめということで、①、②を踏まえて、整合化に向けた方向性を打ち出してはどうかということでございます。

2. 保安規制の比較検討調査の実施状況は、①のステップとして、比較検討調査を開始してございます。今、具体的に、(1) で上げている内容でございますが、液化石油ガス法について、販売事業者について設備の点検・調査義務等が課せられているところでございます。続いて、2 ページでございますが、ガス事業法においても、ガス事業者に対して内管の漏えい検査とか消費機器の調査義務等が課せられているところでございます。

その比較ということで、3 ページに上げさせていただいてございますが、例えば、周知に関しては、液化石油ガス法については不在時対応の規定がないということで、調査を出来るまで実施したいとか、報告という観点では、行政に報告する様式とはなっていないと。片や、ガス事業法については、3 回以上不在の場合には調査拒否として取り扱う。ただ、一方で、そういう処理をしたことに対しては、年 1 回、行政に報告する義務が課されているところでございます。

2 ページに戻っていただいて、今後の方向性というところで、今申し上げたことがございます。これについて、見直し案というところを御覧いただければと思いますが、ガス事業法において、不在時処理で特段保安上の問題が生じていないという実態がございまして。

そのために、液化石油ガス法における調査についても、3 回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、「不在需要家」としてその数を報告していただくということで、ガス事業法と同等に「調査等拒否」として取り扱うことにしてはどうかということも上げさせていただいております。

ただし、訪問に当たっては、サラリーマン世帯の方に平日昼間のいないところに 3 回行っても仕方ないので、訪問日とか訪問時間をしっかり工夫した上で、また、いつ行ったかということも事業者のほうでも記録して保存するというところをしてはどうかというこ

とを上げさせていただいています。

(2) は、こういうことを事例として、今後、こういう類似性を有するものを抽出して検討をしていければと考えています。そのプロセスの中で、ヒアリング等もさせていただいて、いろいろ調査等もさせていただければと思っています。

なお、消費機器の調査等の頻度は、3ページに周知とか調査の頻度を上げさせていただいていますが、こういうことについては、まずはガス安全小委員会で御審議いただいて、当小委員会にまた戻って御審議いただければと思っています。

今後のスケジュールについては、運用実態という観点で、販売事業者、場合によっては都市ガスの事業者に対してもヒアリングやアンケートを実施させていただければと思っています。今年度内を目標に、安全性の確保を前提として、整合化に向けた取りまとめができればと思っています。以上でございます。

○橘川委員長　それでは、また名札を立てていただければ、順次、御指名させていただきます。いかがでしょうか。増田委員、お願いします。

○増田委員　日本LPガス協会の増田です。今御説明いただきました既存規制の見直しの趣旨並びにその取り組み方については、協会として賛成するものでございます。その上で、2点、コメントをさせていただきたいと思えます。

1点目は、規制の公平性についてでございます。ご案内のように、現在、ガスのシステム改革が行われる状況にあり、自由化によりエネルギー間の垣根を越えた競争が始まるわけでございます。このため、保安規制の差が競争条件の差とならないように、規制の整合化に当たっては規制事項の十分な抽出・整理、それから、消費者の視点に立った安全の確保を図った上で、公平性にご配慮いただいた整合化をお願いしたいと思っています。

2点目は、業界との意見調整でございます。LPガス業界としても、このたびの規制の整合化に対応するべく、ワーキンググループを設けて検討を始めております。ご説明がありましたように、販売業者へのヒアリングに加えて、各業界団体との調整につきましても、ぜひよろしく申し上げます。以上でございます。

○橘川委員長　天野委員、お願いします。

○天野委員　法律の改正の趣旨はよくわかりましたし、それについて異議はないのですが、参考までに教えていただきたいのですが、今まではこちらの液化石油ガスについては調査できるまで訪問するというようになっていたということなのではございますけれども、実際にはそれでもコンタクトできないケースがある程度あったと思うのですが、それについ

では報告されていないので、もしかしたらデータがないのかもしれませんが、どのくらいあったのかがわかれば、教えていただきたいと思います。

○大本ガス安全室長 調査拒否という観点では、これは場合によっては業界団体の方に御回答いただければいいかもしれませんが、調査拒否のデータは1%弱ということはある事業者から聞いたことがございます。また、都市ガス関係での「不在需要家」の比率は5～10%の間ぐらいで推移しているのではないかといわれているところではございます。事業者にとっては、拒否されてしまうと、法令上もそこはいたし方ないという整理なのですが、今の事業者についてはいろいろ工夫をして、1回目は普通にやるのですが、2回目は黄色や赤い紙とか、場合によってはとめてしまうとか、そういう事業者もいたりとか、いろいろ工夫しながらアプローチをしていらっしゃるということはございます。

○橘川委員長 では、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 内容については、特段異論があるわけではございません。スケジュールについてちょっとお願いをしたいと思っております。

改正ガス事業法が一昨日成立しました。報道によりますと、29年4月にも施行ということでもありますけれども、このスケジュールでいきますと、27年度内を目標にということになると、来年の3月、それから技術基準とか省令とかということになってくると、事業者に対しての周知の期間が、円滑な実施ということで行くと、1年あるかないかという話になりかねません。

もちろん内容にもよると思いますが、ぜひ施行までの、これは液石法だけではなく、ガス事業法にも整合性ということになれば当然関係するわけですから、ガス事業法の改正にも影響しますので、周知のための、あるいは円滑な実施のための十分な時間的余裕をいただきたいという要望でございます。よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 では、もしあれば、後でまた事務局にお答えいただきます。

他にいかがですか。吉川委員、お願いします。

○吉川委員 私も、事前に、この「不在時対応」に関して、今まで規定がなくて、調査できるまで実施する建前になっていたというところで、じゃあ、ガス事業法のように3回制度がない中で、把握率が飛躍的に高い実績はあるのですかということ伺いましたら、それはないようであるというお答えをいただいたので、そういう意味で、限定数を設けないことで調査がうまく復旧したというような有意な差がないのであれば、なおのこと、きっちり実態に合わせていくということが必要だと、そういう意味では賛成はいたします。

ただ、以前、3月ぐらいの委員会だったと思いますが、この委員会で、一般消費者等に起因する事故が平成26年度でも、たしか全体のうちの31.9%といった統計をいただいたと思います。ですので、調査ですとか周知という制度の重要性は侮ってはいけないと思っております。

そういう意味で、本当に3度でいいのかどうかということについて、すぐに3回でもう終わりということではなくて、先ほど室長からもお話があったと思いますけれども、3回のカウントの仕方を曜日をずらすなどして工夫しているかどうかとか、3回不在の人がまた次の実施期間のときに同じ人が3回不在だったというときに、注意してみるような仕組みができるのかどうかとか、そういった工夫を是非していただいて、調査・周知が疎かになることのないような工夫をしていただきたいと思います。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。では、とりあえず今までの時点で、事務局からお答えはありますか。

○大本ガス安全室長 今回の吉川委員のご指摘については、確かに工夫ということは非常に大事だと思いますので、こういうことを手当てする際には、そういうことをぜひ加えた形で対応していきたいと思っています。

また、松村委員からのスケジュールということについても、それは整合化だけではなくて、別のガスの自由化の規制の話もそうだと思いますけれども、いろいろ決める中で、なるべく時間的な余裕をもって対応できるように、こちらとしても努めていきたいと思っております。

○橘川委員長 では、全体を通じてでも結構ですので、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから1点。昨日、資源燃料分科会をやったのですが、かなりLPガスのことが話題になるんです。1次エネルギーでいきますとLPガスは石油の10分の1なんですけれども、それでも相当話題になっていまして、LPガスに対する社会的注目度と期待は高まっていると思います。

一方で、東ね法案の国会審議などでの消費者代表の方の参考人意見などを伺っていますと、LPガスに対する信頼感がまだちょっと足りないところもあるかなと思ひまして、その1つの原因が、消費者の団体の方と業界の団体の方——ここの席からみると非常に不思議な会合なのですけれども、両サイドに消費者代表の女性がいらして（笑声）、間に男性の業界団体の方が挟まれていて、アイウエオ順の偶然なのでしょうけれども（笑声）、その対話が大事なのではないかと思うのです。

それで、ポテンヒットみたいなものがないように、特に消費者からみてのLPガスの安心感が高まるようなことは、多少外側までカバーしていただくということが必要なのではないか。私は「エネルギーフォーラム」か何かで読んだのですが、伊勢崎かでLPの方が家にもってきてしまって事故を起こすなんていう話がありまして、それは保安の法律の問題にはひっかからないのかもしれませんが、消費者からみると、LPに対する不安の一因になったりしますので、業界団体の方も行政の方も少し幅広目に、LP全体の風が来ているのですから、その信頼感を高めるようなつもりでいろいろなことに当たっていただきたいなど、これは勝手な意見かもしれませんが、そのように思いました。他にはよろしいですか。浅野委員、お願いします。

○浅野委員 全国LPガス協会さんでも、集中監視システムの導入を増やすための努力とか、その点検を受け入れていただくための努力とかをされている事業者さんも結構あるんじゃないかなと思うのです。もともと自由競争の部分にいろいろなサービスをつけたりとか特典をつけたりして工夫している例もいっぱいあると思うので、そういう事例などをもっと出していただいて、そういう生のデータの方が、議論が弾むような気がしまして、統計も大事なのですが、成功事例、工夫事例などもぜひ出していただきたいなと思いました。

○橘川委員長 ありがとうございます。大事なことだと思います。

内藤代理、お願いします。

○北嶋委員（内藤代理）必要とあれば、そういうベストプラクティスをご紹介することは可能でございます。

○橘川委員長 松村さんのところもそうなんじゃないかと思えますけれども、お願いいたします。

○大本ガス安全室長 今、橘川委員長からありました伊勢崎の事故の話については、今年の4月に簡易ガス団地で、配送員の方がLPガスを持ち込んで、爆発して、その方が亡くなり、1名が軽傷になったという事案がございました。また、一昨年11月に神奈川県茅ヶ崎のほうで、これも配送員の方がLPガスを持ち込んで、接続の仕方が緩かったということで、どちらもプロといいながら接続が悪くて自爆してしまったという事案がございました。これに関しては、私どもも、今月、全国LPガス協会の総会の場に参加させていただいて挨拶をさせていただいた際に、こういう事案があるので、まさに業界のイメージダウンにつながるものであり、これはこういう事故に限らず、例えば、配送時の交通でト

レーラーが横転するような話も含めて、L Pガスに関連する取り組みの中で、社会的な信用とかイメージダウンにつながることはないようにということは、お願い、要請をさせていただいていますし、こういうことに関しては、私どもの省内の関係の監督部も含めて情報共有させていただいているところでございます。本件は、L Pガスとか関係団体の講演等も通じ、いろいろと呼びかけていきたいと思っているところでございます。

また、事例については、今日は代理だったのですけれども、北嶋委員の事業会社は、L Pガス販売事業者として集中監視を導入し、既に1社で90万戸を超えて、100万戸に向けてお取り組みをまさになさっておられます。今日ご出席していれば、そういうご紹介もあったかもしれませんが、そういう取り組みですとか、経済産業省ではL Pガス販売事業者の方が保安で一生懸命取り組んでいる方を表彰する制度があるのですけれども、そういう中でも、一般消費者数は少ないのですが、集中監視の導入に非常に前向きに取り組んでいる事業者の方もございますので、そういう声も収集してまたご紹介できればと思っております。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。たまには早く終わるのもいいと思いますけれども。三木審議官、何かお話がありましたら。

○三木審議官（産業保安担当） いえ、ありません。

○橘川委員長 それでは、大本室長。

○大本ガス安全室長 ありがとうございます。これで予定していた議題は終了しました。

議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上に公開したいと思います。議事録につきましては、各委員に御確認させていただいた上で公開することを予定しています。次回については、また事務局より追って御連絡したいと思います。よろしく願いいたします。

○橘川委員長 それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——